

別表 1

1 階層別保育料金表（2号認定、3号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）				
		子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分				
階層区分	定 義	保育標準時間		保育短時間		
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
第2	第1階層を除き、当該市町村住民税非課税世帯	9,000	6,000	9,000	6,000	
第3	年度の4月分から8月分までの徴収金基準額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から翌年3月分までの徴収金基準額の算定にあつては当該年度分の市町村住民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	48,600円未満	17,600	14,900	17,300	14,640
第4		48,600円以上 97,000円未満	24,000	21,600	23,590	21,230
第5		97,000円以上 169,000円未満	31,200	29,100	30,660	28,600
第6		169,000円以上 301,000円未満	42,700	40,600	41,970	39,900
第7		301,000円以上	56,000	53,900	55,040	52,980

2 階層別保育料金表（1号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）
階層区分	定 義	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0
第2	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの徴収金基準額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から翌年3月分までの徴収金基準額の算定にあつては当該年度分の市町村住民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村住民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む） 3,000
第3		77,100円以下 14,530
第4		77,101円以上 211,200円以下 16,400
第5		211,201円以上 19,320

### 3 階層別保育料金表（一時預かり保育事業）

利用月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（日額）	
階層区分	定 義	（給食、おやつ代含む）	
第 1	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯	円 0	
第 2	第 1 階層を除き、当該年度の 4 月分から 8 月分までの徴収金基準額の算定にあつては前年度分の、	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	1, 0 0 0
第 3	当該年度の 9 月分から翌年 3 月分までの徴収金基準額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税世帯	2, 1 0 0

#### 備考

- 1 この表の第 3 階層以上における地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 6 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 2 階層以上と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額を無料とする。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯
- 3 1 階層別保育料金表（2 号認定、3 号認定）の第 2 階層から第 7 階層まで及び 2 階層別保育料金表（1 号認定）の第 2 階層から第 5 階層並びに 3 階層別保育料金表（一時預かり保育事業）の第 2 階層から第 3 階層世帯であつて、同一世帯から 2 人以上の児童が施設利用している場合において、次表の第 1 欄に掲げる児童については、第 2 欄により計算して得た額をその児童の徴収金基準額とする。

ただし、階層別保育料金表（1 号認定）に該当する場合は、満 3 歳から小学校 3 年生までの範囲内の子どもが 2 人以上いる場合、最年長の子どもを第 1 子、直後の子どもを第 2 子以降とする。

第1欄	第2欄
ア 上記3の児童 (該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収金基準額表 に定める額
イ ア以外の児童 (該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収金基準額表 × 0.5
ウ 上記以外の児童	0円
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。	

別表2

利用理由	利用日数	申請期限
非定型的保育 保護者の断続的労働、職業訓練、就学等による場合	週3日以内	利用希望日の 2週間前
緊急的保育 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない場合	1月以内	利用希望日
私的理由保育 保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的な負担を解消する場合	週3日以内	利用希望日の 1週間前